

## 小金井市教育プラン策定支援委託仕様書（案）

### 1 委託件名

小金井市教育プラン策定支援委託

### 2 目的

教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づく小金井市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画（以下「教育プラン」という。）は、学校教育分野の諸計画を包括し、総合化する役割を担うとともに、小金井市の教育行政を推進するための基本的指針を示すものであり、小金井市教育委員会の教育目標、基本方針と整合のとれた計画の策定が必要となる。

本委託業務は、現行の第3次教育プランが令和7年度で計画期間が終了することから、直近の社会情勢の変化や国の動向等を踏まえた第4次教育プラン（令和8年度から令和12年度までの5年間）の策定を支援するものである。

### 3 履行期間

契約確定日の翌日から令和8年3月31日（火）までとする。

### 4 委託業務内容

#### (1) 現状把握

関連資料を基に現状の分析・把握を行う。基礎データの収集調査、分析、整理、第3次教育プランの現状把握及び評価を行う。

ア 本市政世論調査や本市の教育統計等のデータの把握

イ 本市の基本構想及び基本計画をはじめとした、各種計画、方針等の把握

ウ 第3次教育プランの進捗状況の整理及び分析

エ 教育に関わる国・都・他自治体等の動向把握、及び反映

オ 各分野の教育に関わる法令などの改正や新たな法整備等

カ その他教育に関して必要と思われる事項

#### (2) 課題等の整理

庁内関連部署への調査による施策課題・ニーズの把握分析を行う。課題や施策等の進捗状況を把握するとともに、これまでの取り組みに対する評価・検証を行い、本市が抱える課題等についての分析を行う。

### (3) 意識調査

第4次教育プラン計画策定を見据えた資料として、市立小中学生（小学校（9校）、中学校（5校））それぞれ各校2学年ずつ、計4,000人程度を対象にアンケート調査を実施する。

なお、こども基本法において、子ども自身に直接関係する全ての事項に関し、年齢や発達の程度に応じて、子どもの意見を表明する機会と多様な社会的活動に参画する機会が確保されることが規定されている趣旨を踏まえ、子どもの意見聴取として本アンケート調査を実施する。

ア 調査項目について、担当課と協議の上、市立小中学生を対象とした調査票の設計を行う。調査項目は、小・中学生で共通のもの及び小学生または中学生それぞれを対象としたものとする。

イ 調査票は、WEBフォームで作成すること。実施方法は、児童・生徒用のICT端末で、URLや二次元コード等から回答できるようにする。実施にあたり、調査の目的及び二次元コードを掲載した案内状を作成し、市に納品すること（A4片面印刷4,000部）。

ウ 調査結果を集計し、計画策定に必要な現状分析や課題抽出等を行い、報告書を作成する。

### (4) ワークショップ

児童・生徒の意見や要望等を聞くため、市立小中学校生を対象として、ワークショップを開催する。

ア 開催回数は1回（令和7年5月頃を予定）、時間は2時間から3時間程度とする。

イ 開催場所は、市関連施設の会議室等とする。

ウ 対象は、市立小中学生 30人程度とする。

エ 内容は、ワークショップ開催のための事前準備の資料作成、当日の会議のファシリテーション及び会議録の作成、結果報告を行う。

### (5) 計画骨子案、パブリックコメント用素案・概要版、計画書及び計画書の概要版の作成支援

現状把握と課題整理の結果を踏まえるとともに、会議での議論や関係機関との協議・調整を図ったうえで、計画の骨子案、パブリックコメント用素案のとりまとめを行う。なお、策定にあたっては、小金井市基本構想等の施策体系及び施策の内容を示した資料をもとに、本市教育委員会の教育目標及び基本方針、小金井市教育・文化の振興に関する

る総合的施策の大綱、関連計画や既存計画との整合性を図ること。

また、概要版の編集・デザイン・校正等も行う。計画書及び計画書の概要版の編集にあたっては、市民にわかりやすく読み手の興味を惹くデザイン・構成に配慮することとする。冊子に用いるイラスト等については、受託者オリジナルのものを作成すること。なお、受託者による本件業務の実施により発生した著作権は、本市に帰属する。

ア 基本的方向性の検討

イ 計画の評価方法の検討、重点施策及び目標指標等の検討

ウ 骨子案の作成

エ パブリックコメント用素案の作成（小金井市基本構想等の施策体系及び施策と整合を図ること。）

オ パブリックコメント用概要版（8頁程度）の作成

カ 計画書の編集、校正、修正

キ 計画書の概要版のデザイン・編集、校正、修正

#### (6) 政策提言・コンサルタント支援

国から示される制度改正の動向や、基礎資料の作成の中で抽出された課題等を踏まえ、本市と協議の上、計画に記載すべき内容についての提言を行う。必要に応じ、打ち合わせを実施する。

#### (7) 小金井市教育プラン検討会議の運営支援

小金井市教育プラン検討会議（以下「検討会議」という。）において検討及び審議を行い、第4次教育プランを策定する。検討会議の運営について、以下の支援を行う。なお、検討会議は、全8回程度開催する。

ア 検討会議において使用する資料及び会議に必要な書類について作成する。

イ 検討会議への出席及び事前、事後の調整を行う。なお、検討会議の長（学識経験者）及び関係部課の職員等との事前打合せに出席する。検討会議では、説明や助言等を行う。

ウ 検討会議の議事録を会議開催毎に作成する。なお、会議録の作成は、3週間程度で本市に電子データを提出する。

## 5 成果品

### (1) 意識調査の報告書の作成

令和6年度に実施する意識調査報告書を作成し、紙媒体及びデータを納品する。

### (2) 教育プラン（本冊）の作成・印刷

A4判、50ページ程度を500部作成する。表紙4色刷り、本文1色刷りとし、各種図表やカットイラスト等を入れて、誰もが読みやすいユニバーサルデザインに配慮した工夫をすること。校正については、事務局との協議のうえ決定する。

### (3) 教育プラン（概要版）の作成・印刷

A4判、2つ折り4ページを500部作成する。4色刷りとし、各種図表やカットイラスト等を入れて、誰もが読みやすいユニバーサルデザインに配慮した工夫をすること。校正については、事務局との協議のうえ決定する。

なお、上記(2)、(3)を含む業務に関するデータは、Microsoft Word で作成し、Microsoft Word 及び PDF データにて、納品する。なお、納品は、記録メディア（CD-ROM等）に保存し提出すること。（納入前にはウイルスチェックを行うこと。）

## 6 成果品提出期日及び納入場所

成果品は、5(1)については、令和7年3月28日（金）までに、5(2)及び(3)については、令和8年3月27日（金）までに、小金井市学校教育部庶務課事務室に納入する。

## 7 契約代金の支払い

契約代金の支払いは、各年度で検査を行い、年度分を支払うこととする。

